

京都安心すまい応援金 (京都市子育て世帯既存住宅取得応援金) 手続きのご案内

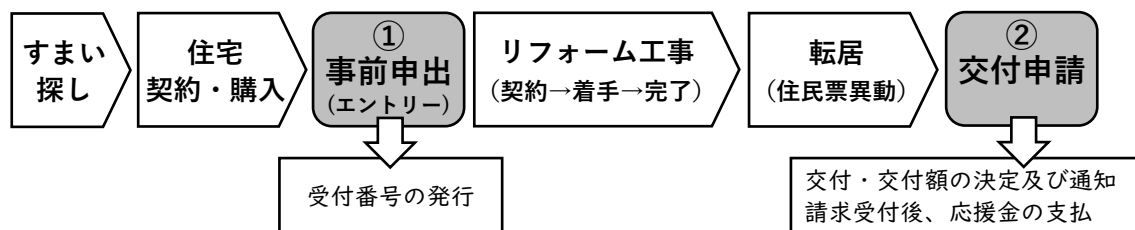


子育て世帯の本市への定住・移住の促進を目的に、未就学の子どもがいる世帯が、市内の既存住宅を購入してリフォーム工事を実施し、暮らし始める場合に「応援金」を交付します。

1 手続きの流れ

本制度の手続きの流れは以下のとおりです。

【①事前申出（エントリー）】及び【②交付申請】の手続きが必要です。



- ※ 事前申出(エントリー)日以前に、リフォーム工事契約又は購入された住宅に転居(住民票異動)された場合は、交付対象となりません。
- ※ 受付番号は提出書類の確認後の発行となりますので、後日発行します。事前申出(エントリー)自体は、事前申出(エントリー)日時時点で有効です。
- ※ 連携している金融機関(住宅金融支援機構、京都信用金庫)の住宅ローンを利用される方で、金融機関に提出する本応援金の利用の証明書を必要とされる方は、上図によらず、住宅契約・購入前に事前申出(エントリー)してください。
- ※ 十分な額の予算をご用意していますので、事前申出(エントリー)を急ぐ必要はありません。
- ※ 事前申出(エントリー)を行っていても、交付申請の内容により応援金の全部又は一部の交付が認められない場合があります。

2 受付期間

① 事前申出（エントリー）

令和6年8月22日（木）から **令和7年3月31日（月）**まで

② 交付申請

令和6年8月22日（木）から **令和7年12月31日（水）**まで

3 手続方法

受付は原則オンライン（提出書類については、郵送・持参も可）で行います。

- ※ オンラインでの申請が難しい場合は、窓口（お問合せ先）までご相談ください。

【事前申出・交付申請はこちらから】

<https://miyakoanshinsumai.com/kosodatesumai/>



4 応援金の対象となる世帯（交付対象世帯）



応援金の対象となる世帯は、以下の①～⑦を全て満たす世帯です。

①	事前申出日時時点で、未就学児と申請者（未就学児の親）を含む世帯員（以下「世帯構成員」という。）で構成されていること。
②	世帯構成員全員が、市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号から第4号までに規定する普通税及び同条第6項第1号に規定する目的税及びこれらに係る延滞金及び督促手数料をいう。）を滞納していないこと。
③	世帯構成員全員が、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。（「新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金・下水道使用料の支払猶予通知書」により、その支払を猶予されたものを除く。）
④	世帯構成員全員が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助又は生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第3項に規定する生活困窮者居住確保給付金を受給していない者であること。
⑤	世帯構成員全員が、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。
⑥	転居後5年以上継続して、転居する既存住宅に居住する意思を有していること。
⑦	地域活動（京都市地域コミュニティ活性化推進条例第2条第2号に規定する地域活動をいう。）に積極的に参加する意思を有していること。

5 交付要件



(1) 以下の要件の全てを満たす既存住宅（交付対象住宅）の購入

①	京都市内に存する住宅であること。
②	売買契約の額（交付対象住宅に係る土地の売買契約額を含むことができる。）が500万円（税抜き）以上であること。

(2) 以下の要件の全てを満たすリフォーム工事の実施

①	事前申出日以降に申請者が契約し、交付申請日までに完了する工事であること。
②	工事施工者が、本市の区域内に本店又は主たる事務所を置いている者（個人の事業者を含む。）であること。

(3) その他、以下の要件を満たすこと

①	売買契約日から事前申出日までの間に、世帯構成員が交付対象住宅に居住地として住民登録をしていないこと。
②	交付申請日において、世帯構成員全員が交付対象住宅へ転居し、居住していること。
③	交付申請日において、交付対象住宅に係る所有権が申請者の名義であること。

6 応援金の交付金額

(1) 基本額

100万円

(2) 加算額

以下の項目に該当するときは、各項目につき50万円の加算を行います。

ただし、加算額は最大100万円までとします。

①	事前申出日時時点で交付対象世帯が子ども（出産予定の子どもを含む。）が2人以上いる世帯の場合
②	事前申出日時時点で本市外に1年以上継続して居住している交付対象世帯が、交付対象住宅に転居する場合
③	交付対象住宅が京町家等又は管理計画認定マンションの場合

※ 事前申出日後に子どもが2人以上になった又は管理計画認定マンションになった場合、交付申請の前に変更の申出をすることで、加算額を変更することができます。

【用語の定義】

◎住宅

自己の居住の用に供する、一戸建ての住宅又は長屋建て住宅の住戸若しくは共同住宅の住戸 ※店舗等の用途を兼ねる住宅を含む。

◎既存住宅

令和2年3月31日までに建築された住宅

◎リフォーム工事

住環境の改善のために行う工事 ※外構工事を除く。

◎未就学児

平成30年4月2日以降に生まれた子ども又は出産予定の子ども

◎転居

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録を居住地への住所に異動すること

◎京町家等

建築基準法の規定が適用されるに至った際（昭和25年11月23日）、現に存し、又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中であった木造の建築物

◎管理計画認定マンション

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の5に規定する通知を受けた管理者等が管理を行うマンション

※[京すまいの情報ひろば](#)又は[\(公財\)マンション管理センター](#)のHPから確認できます。



7 提出書類

- 書類の提出方法は、①データアップロード、②郵送又は持参のいずれかが選択できます。

①データアップロードの場合：

受付フォーム内で行いますので、データを事前にご用意ください。データは PDF 又は JPEG（いずれも zip に圧縮可、5 MB 以内）とし、文字等が鮮明に見えるようにしてください。不鮮明な場合、再提出していただく場合があります。

②郵送又は持参の場合：

受付フォームで申請後、提出書類確認シートと一緒に2週間以内（郵送の場合は必着）に窓口（お問合せ先）に提出してください。提出書類が到着してからの確認となりますので、①データアップロードに比べて受付番号の発行までに多少時間が掛かります。

- 提出書類は、必要な内容が記載されたページ全体の写しとしてください。
※記載部分のみの接写・切り抜きは不可
- 提出書類は返却しません。また、申請内容の確認のため、追加で書類等を求める場合があります。

【受付フォームについて】

- ◎ 本応援金の申請は、京都市が利用するオンライン申請プラットフォーム「Graffer スマート申請」を利用しています。
- ◎ 利用にあたって、アカウント登録していただくと、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。
- ◎ 申請後にシステムから自動的にメールが送付されます。
 - ・ドメイン指定受信を設定されている方は「@graffer.jp」を受信できるよう指定してください。
 - ・使用されているメールによっては、迷惑メールとして受信する場合があります。お手数ですが、「迷惑メールフォルダ」や「ゴミ箱」に振り分けられていないか適宜ご確認ください。



① 事前申出（エントリー）時

★：必須 ○：該当する場合		提出書類
★	①	交付対象住宅に係る土地・建物売買契約書の写し ※全ページ提出すること ※契約者は申出者（エントリーを行った者）であること
★	②	交付対象住宅の建築年月日が分かる書類の写し (例) 売買契約に係る重要事項説明書、登記事項証明書、建物の検査済証 等 ※重要事項説明書を提出される場合は、売主又は不動産事業者の社名の記載・捺印のある部分及び建築年月日が分かる部分を提出すること
★	③	交付対象住宅への転居前の交付対象世帯全員の住民票の写し ※発行日から3ヶ月以内のもの ※続柄の記載が必要 ※個人番号は不要（記載があった場合は、見えないようにすること）
○	④	③の前の住所が分かる書類の写し ※③に記載された住所地での居住が1年未満の場合のみ (例) 住民票の除票、戸籍の附票 等
○	⑤	母子健康手帳等の出産予定であることがわかる書類の写し ※発行元、交付日及び交付番号、子の親の氏名、分娩予定日が分かる部分 ただし、不要な個人情報は隠すことができます。

【連携する金融機関について】

- ◎ 応援金の利用により、以下の金融機関が提供する住宅ローン商品で優遇を受けることができます。
 - ・住宅金融支援機構（【フラット35】地域連携型）
 - ・京都信用金庫
- ◎ 利用するためには、京都市が発行する証明書を金融機関に提出する必要があります。金融機関から証明書の提出が求められたら、必ず、住宅の売買契約・購入前に指定の申請書を提出してください。
- ◎ 証明書の発行を依頼する場合、同時に事前申出（エントリー）をしていただくことになります。その際、売買契約書の代わりに【交付対象住宅が分かる書類の写し（重要事項説明書、登記事項証明書、物件のパフレット等）】を提出してください。
※契約後に、売買契約書の写しの提出が必要です。



② 交付申請時

★：必須		提出書類
★	①	<p>応援金交付申請書（第1号様式）</p> <p>※ホームページからダウンロードできます。 ※記入例（7、8ページ）を参照</p>
★	②	<p>誓約書及び同意書（第2号様式）</p> <p>※ホームページからダウンロードできます。 ※記入例（9ページ）を参照</p>
★	③	<p>交付対象住宅に係る土地及び建物の登記記録の全部事項証明書の写し</p> <p>※所有権移転後のもの ※全ページ提出すること ※建物のみ売買の場合も、定期借地権等の土地の権利関係を確認しますので、土地の分も含めて提出してください。</p>
★	④	<p>交付対象住宅に係るリフォーム工事請負契約書又はこれに代わる書類の写し</p> <p>※注文書、請書でも可 ※全ページ提出すること ※契約日が事前申出（エントリー）日以降であること ※氏名及び工事場所が①応援金交付申請書（第1号様式）の申請者及び交付対象住宅の所在地と一致していること ※契約相手方が①応援金交付申請書（第1号様式）のリフォーム工事施工者と一致していること</p>
★	⑤	<p>④の契約に係る費用を支払ったことが分かる書類の写し</p> <p>（例）領収証の写し ※リフォーム工事施工者の名称の記載及び捺印のあるもの ※契約書の金額と一致していること</p>
★	⑥	<p>リフォーム工事の着手前及び完了後の状況を示す写真</p> <p>※着手前と完了後は同じ場所であるかが分かるよう、背景を含め同じ方向から撮影すること ※代表箇所の写真で構いません。事例として使用させていただく場合がありますので、リフォーム全体の雰囲気が分かる写真が望ましいです。</p>
★	⑦	<p>交付対象住宅への転居後の交付対象世帯全員の住民票の写し</p> <p>※発行日から3ヶ月以内のもの ※続柄の記載が必要 ※個人番号は不要（記載があった場合は、見えないようにすること）</p>
★	⑧	<p>請求書</p> <p>※ホームページからダウンロードできます。 ※記入例（10ページ）を参照</p>

8 記入例

(1) 応援金交付申請書 (第1号様式)

第1号様式

転居後の住所を記入してください。
※住民票と同一であること

応援金交付申請書

・事前申出（エントリー）者
・住宅売買契約者
・リフォーム工事契約者
と全て同じ方が申請してください。

(あて先) 京都市長	令和6年●月●日
申請者の住所 (〒604 - 8571) 京都市中京区寺町通御池上 上本能寺前町488	申請者の氏名 京都 太郎
	電話：075-222-3666
	受付番号：▲▲

京都市子育て世帯既存住宅取得応援金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて応援金の交付を申請します。

事前申出（エントリー）時に発行した番号を記入してください。

1 交付対象住宅の概要

所在地	京都市 中京区 寺町通御池上の上本能寺前町488	建物の登記簿記録の全部事項証明書に記載されている所在地を記入してください。
住宅の種類	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 長屋建て住宅の住戸 <input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅の住戸 共同住宅の名称： ▼▼マンション 部屋番号： ●●●号室	共同住宅の場合は、共同住宅の名称と部屋番号を記入してください。
構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input checked="" type="checkbox"/> 木造以外	
建築年月日	平成 5 年 ■ 月 ■ 日	建築年月日が分かる資料と同一の日を記入してください。 ※資料に月日までの記載がない場合は、「昭和35年1月」「明治●年以前」等でも可
売買金額（税抜き）※1	金 35,000,000 円	
リフォーム工事施工者※2	所在地： 〒600 - 8127 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地1 商号又は名称： (株)京安心すまい工務店 代表者氏名： 代表取締役 京 花子	
リフォーム工事契約日※3	令和 6 年 ▲ 月 ▲ 日	
リフォーム工事完了日	令和 6 年 ■ 月 ■ 日	

共同名義の場合は、交付対象世帯が支払った金額を記入してください。

※1 リフォーム工事請負契約書又はこれに代わる書類と同一の内容を記入してください。

※2 リフォーム工事施工者は、京都市の区域内に本店又は主たる事務所を置いている者（個人の事業者を含む。）であること。

※3 工事契約書又は請書の日付

（※1～※3は、500万円（税抜き）以上であること。）

交付対象世帯全員を記入してください。

※申請者の親は、住民票で同世帯の場合でも、
交付対象世帯とは判断しないため、記入不要です。

2 交付対象世帯の構成

申請者との関係	氏名	生年月日
本人 (申請者)	(フリガナ) キョウト タロウ 京都 太郎	昭和63年 ■月 ■日
	(フリガナ) キョウト マサコ 京都 雅子	平成2年 ▲月 ▲日
妻	(フリガナ) キョウト スミカ 京都 住佳	平成27年 ●月 ●日
	(フリガナ) キョウト スミノスケ 京都 住之助	平成30年 ◆月 ◆日
子	(フリガナ) キョウト スミト 京都 住斗	令和3年 ▼月 ▼日
	(フリガナ)	年 月 日
	(フリガナ)	年 月 日

住民票の「住所を定めた年月日」を記載してください。
※世帯員内で複数転居日がある場合は、世帯全員が
転居した日（一番遅い日）としてください。

3 転居日※4

令和 6 年 ▲ 月 ▲ 日 ●

4 加算要件

該当する要件にチェックしてください。

加算要件	<input checked="" type="checkbox"/> 事前申出日時点※5で、子ども（出産予定の子どもを含む。）が2人以上いる世帯である。
	<input type="checkbox"/> 事前申出日時点で、京都市外に1年以上継続して居住していた。
	<input type="checkbox"/> 交付対象住宅が京町家等又は管理計画認定マンションである。

5 必援金申請額

該当する申請額にチェックしてください。

<input type="checkbox"/> 100万円	加算要件は満たさない。
<input checked="" type="checkbox"/> 150万円	加算要件のいずれかひとつを満たす。
<input type="checkbox"/> 200万円	加算要件のいずれかふたつ以上を満たす。

※4 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録を居住地への住所に異動した日

※5 変更の中出を行った場合は、「事前申出日」を「変更の中出の日」に読み替えること。

(2) 誓約書及び同意書 (第2号様式)

第2号様式

誓約書及び同意書

京都市子育て世帯既存住宅取得応援金交付要綱第8条の規定による交付申請に当たり、以下の事項について誓約し、確認・同意します。

【誓約事項】

内容を確認のうえ、全てチェックしてください。

<input checked="" type="checkbox"/>	世帯構成員全員が、市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号から第4号までに規定する普通税及び同条第6項第1号に規定する目的税及びこれらに係る延滞金及び督促手数料をいう。）を滞納していません。（これらの税のうち、地方税法附則第59条第1項の規定によりその徴収を猶予されたものを除く。）
<input checked="" type="checkbox"/>	世帯構成員全員が、水道料金及び下水道使用料を滞納していません。（「新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金・下水道使用料の支払猶予通知書」により、その支払を猶予されたものを除く。）
<input checked="" type="checkbox"/>	世帯構成員全員が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助又は生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第3項に規定する生活困窮者居住確保給付金を受給していません。
<input checked="" type="checkbox"/>	世帯構成員全員が、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団員密接関係者ではありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	転居後5年以上継続して交付対象住宅に居住します。なお、転居後5年未満で京都市外へ転居した場合、応援金の交付決定を取り消されたとしても異議を申しません。
<input checked="" type="checkbox"/>	地域活動（京都市地域コミュニティ活性化推進条例第2条第2号に規定する地域活動をいう。）に積極的に参加します。
<input checked="" type="checkbox"/>	申請書の内容を確認するため、京都市から追加の書類提出等の求めがあった場合は、これに応じます。
<input checked="" type="checkbox"/>	制度に関するアンケートやホームページやリーフレットでの事例紹介等に協力します。

【同意事項】

内容を確認のうえ、全てチェックしてください。

<input checked="" type="checkbox"/>	市税の納入状況等について京都市が確認すること。
<input checked="" type="checkbox"/>	申請書の内容を確認するため、京都市が住民基本台帳の確認を行うこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	暴力団員等であるか否かの確認のため、京都府警察本部へ照会すること。
<input checked="" type="checkbox"/>	提出する書類の返還は求めないこと。

申請書と同じ日付を記入してください。

令和6年●月●日

自署ではない場合、押印をしてください。

京都市長 宛

応援金交付申請書の申請者が記入してください。

氏名	京都 太郎	(自署の場合、押印不要)
住所	(〒604 - 8571) 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	

重要（必ずお読みください）

- ◎ この応援金は、世帯に対して交付するものです。同一世帯に属する方が応援金を複数回申請することはできません。
- ◎ 申出内容を変更する又は取下げる場合は、手続きが必要です。
- ◎ 他の補助金と併用される場合は、それぞれ申請のタイミングが異なりますので、ご注意ください。
- ◎ 応援金は一時所得に相当しますが、「国庫補助金等の総収入金額不算入（所得税法第42条）」の適用を受けることができます。本規定の適用によって、応援金は総収入金額に不算入とすることができ、課税されません。（確定申告において所定の手続きが必要です。）
（参考）国税庁ホームページ（国庫補助金等を受け取ったとき）：

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2202.htm>

国税相談専用ダイヤル（ナビダイヤル）：0570-00-5901



また、交付を受けた住宅について住宅ローン減税の適用を受ける場合、住宅の取得等の対価の額から応援金の額を差し引く必要があります。

【お問合せ先】京（みやこ）安心すまいセンター

電話

075-744-1670
(午前9時30分から午後5時まで)

休館日

水曜日・第3火曜日・祝日及び年末年始

住所

〒600-8127
京都市下京区西木屋町通上ノロ上る梅湊町83番地
の1（河原町五条下る東側）
「ひと・まち交流館 京都」地下1階
【バス】市バス4、7、205号系統「河原町正面」下車
【電車】京阪電鉄「清水五条」下車 徒歩8分
地下鉄烏丸線「五条」下車 徒歩10分



京安心すまいセンターは、京都市住宅供給公社が運営しています。

(更新履歴)

令和6年7月10日	Ver.6-1	手続き・要件を公開
令和6年8月9日	Ver.6-2	7提出書類に関する内容を加筆 8記入例を追加